

はじめに

これまで社団法人徳島県林業公社（以下「公社」という。）の経営改善については、平成 17 年度に外部委員を含めた検討委員会を設置し、想定される限りの経営改善策について比較検討を行った。その結果、徹底した経営改善を行いつつ、分収契約の責務を果たすことによって公社の役割を完遂すべきとの合意に至り、県借入金利の無利子化等の債務対策や分収造林契約の変更などを盛り込んだ報告がなされた。

公社では、この報告を基本に平成 18 年度を始期とする「林業公社経営改善計画」を策定、この計画を着実に実行し、一定の経営改善を図ることができた。

しかし、この間、全国的に公社が抱える多額の債務が将来の負担増加の懸念要素として大きな課題となり、公社の解散や整理に踏み切る県も現れた。また、国の「林業公社の経営対策等に関する検討会」においては、存廃を含む抜本的な見直しを求めている。さらに、新たな公益法人改革の移行期限が平成 25 年 11 月に迫ることなどから、今回、現行の組織等にとらわれず、存廃を含めた抜本的な見直しを目的に、外部委員からなる「徳島県林業公社あり方検討委員会」を平成 23 年 2 月 26 日に設置し、検討を進めてきた。

当委員会は、全国的な公社を取り巻く状況と他県の事例を参考にしながら、公社のこれまで取り組んできた経営改善を踏まえ、また今後予想される分収造林事業の長期見通しを検証した上で、相互に関係する公社問題を以下の 3 項目に絞って検討した。

- 1 長期に及ぶ分収林契約の課題と解決策
- 2 多額の債務問題への対応策
- 3 森林整備法人としての役割

また、将来の公社のあり方について、県政の重要政策である 10 年後の県産材倍増を図る「次世代林業プロジェクト」や公的機関による所有や管理を増やす「とくしま公有林化拡大戦略」の推進役として公社の役割が重要との共通認識に立ち、公社を経営管理の主体とする「新たな森林づくりの仕組み」について検討を行った。

その結果、公社については従来の経営改善を一步進め、分収造林契約を公社有林化により解消することとし、経営基盤の拡充による積極的な経営を目指した「新生・林業公社」に再生することで合意を得た。

ここに、公社の抜本的な見直しによる今後の公社のあり方と経営改善策について当委員会で議論のあった内容を取りまとめ、報告書として提案を行うものである。

平成 23 年 12 月 28 日

社団法人徳島県林業公社あり方検討委員会
委員長 川 村 誠